

令和2年7月13日

（名称）紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

<b>生活交通確保維持改善計画の名称</b>
紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>平成17年11月7日に旧那賀郡内の5町（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町）が合併し、紀の川市が誕生しました。この合併により市の面積が228.21 k㎡と市域が拡大し、高齢者や障害者などの交通弱者にとって市内の移動が困難になり、また、公共交通事業者の不採算バス路線撤退等による公共交通空白地域の増加等の問題も生じておりました。</p> <p>これらの状況のもと、交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的とし、平成19年4月より市役所、病院、駅、商業施設等を経由する紀の川市地域巡回バスの試行運転を実施しました。</p> <p>このバス路線の特徴としては、主となる利用者が高齢者であることから、ほとんどの路線において、総合病院である公立那賀病院に停留所を設置したところにあります。</p> <p>試行運転実施中には、利用者等へのアンケート調査、利用実績の分析、地区要望の集約等を実施し、本格運行に向けての準備を行うとともに、平成21年3月には紀の川市地域公共交通総合連携計画を策定し、同計画に基づき平成21年度から平成23年度まで地域公共交通活性化・再生総合事業も活用し、平成21年5月から紀の川市地域巡回バスの本格運行を開始しました。</p> <p>平成19年4月の試行運行開始から10年以上が経過し、この地域巡回バス路線の認知度についても高齢者や障害者の移動手段、山間部地域の学生の通学手段等として、徐々に浸透してきています。また、高齢化、人口減少対策として、市全体で定住施策を推進している中で、公共交通の充実も定住の条件の一つと考えられます。</p> <p>以上から、この計画は市民・事業者・行政等が協力し一体となって、市民誰もがバス等を利用し、いつでも市内を安全に移動できるよう、公共交通手段を確保し、サービスの提供を維持することを目的とします。</p>

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

紀の川市は、平成 31 年 3 月に「紀の川市地域公共交通網形成計画（以下、「形成計画」）」を策定しました。形成計画で定めた目標は、以下のとおりです。

【定性的な目標①】地域公共交通が、市民の日常生活に溶け込んだものとなる				
定量的な目標 (数値目標)	現状値	目標値 (2020 年)	目標値 (2023 年)	形成計画 記載箇所
パスルートを知っている市民の割合	8.4~21.3% (2017)	29.2%	50%	p. 22
公共交通を週 1 回以上使用する人の割合	8.5% (2016)	12.2%	15%	
JR 和歌山線乗降客数	5,308 人/日 (2017)	5,400 人/日	5,400 人/日	p. 23
和歌山電鐵乗降客数	2,512 人/日 (2017)	2,600 人/日	2,600 人/日	
地域巡回バスの年間利用者数 (フィーダー系統を含む)	40,496 人 (2017)	41,000 人	41,000 人	p. 23
紀の川コミュニティバスの年間利用者数 (幹線系統)	32,867 人 (2017)	34,000 人	34,000 人	p. 23
粉河熊取線の年間利用者数 (幹線系統)	66,835 人 (2017)	70,000 人	70,000 人	p. 23
【定性的な目標②】地域公共交通が、市民に「守りたい!」と思われるものとなる				
定量的な目標 (数値目標)	現状値	目標値 (2020 年)	目標値 (2023 年)	形成計画 記載箇所
地域住民主体の取組実施件数	—	7 件/年	10 件/年	p. 24

※計画期間が分かるよう、本表のみ西暦表記としている。

上記の目標は、国庫補助対象である「地域巡回バス（一部路線）」以外の路線も含めたものです。したがって、以下に国庫補助対象となる路線の目標値を切り出して設定します。

地域公共交通確保維持事業に係る紀の川市地域巡回バス（粉河那賀・桃山路線）は、2 路線、4 コース、1 日あたり 26 便で正月 3 が日を除く毎日運行を実施しており、過去 2 カ年の路線別の利用者数の推移については以下のとおりです。

(実績)利用者数	平成 30 年度 (H29.10~H30.9)		令和元年度 (H30.10~R1.9)	
粉河那賀路線	15,337 人	42.4 人/日	14,766 人	40.8 人/日
桃山路線	12,366 人	34.2 人/日	11,603 人	32.1 人/日
合計	27,703 人	76.5 人/日	26,369 人	72.8 人/日

今後の目標設定は、以下のとおり行います。

#### ○粉河那賀路線

1 日あたりの利用者数を見ると、平成 30 年度から翌年度にかけて 1.6 人減少しています。

形成計画では「利用促進を図り、現状より改善を目指す」としているため、年度ごとの利用者数 0.5 人増として設定します。

ただし、令和 2 年度の目標については、新型コロナウイルスの影響から利用促進を十分に図れない可能性があるため、令和元年度実績値の現状維持とします。

加えて、形成計画に基づき、令和 3 年度にダイヤ改正を予定しているため、改正後の一時的な利用者離れに注視します。

なお、ダイヤ改正については、新型コロナウイルスの影響で令和 2 年秋から延期します。

#### ○桃山路線

1 日あたりの利用者数を見ると、平成 30 年度から翌年度にかけて 2.2 人減少しています。

当該路線は山間部が中心で、利用者の大幅な増加を見込むことが困難です。形成計画において、新たな交通手段への転換を検討する地域を含んでいるため、注視します。

なお、目標値については、令和元年度実績値の現状維持とします。

(目標)利用者数	令和2年度(目標)		令和3年度(目標)	
粉河那賀路線	14,807人	40.8人/日	14,947人	41.3人/日
桃山路線	11,635人	32.1人/日	11,603人	32.1人/日
合計	26,442人	72.8人/日	26,550人	77.5人/日

(目標)利用者数	令和4年度(目標)		令和5年度(目標)	
粉河那賀路線	15,128人	41.8人/日	15,309人	42.3人/日
桃山路線	11,603人	32.1人/日	11,603人	32.1人/日
合計	26,731人	73.8人/日	26,912人	74.3人/日

※運行日数は令和2年度のみ363日(閏年)、他の年度は362日で設定

## (2) 事業の効果

紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画の対象路線は、地域巡回バスの「粉河那賀路線」および「桃山路線」ですが、いずれの路線も維持することにより、以下の3点の効果が得られると考えています。

- 山間部等の公共交通空白地域の解消
- 高齢者等の日常生活(通院・買い物)に必要な移動手段の確保
- 他の路線バスや駅への接続により、広域的な公共交通ネットワークの形成

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

2. に掲げた目標を達成するために、形成計画で以下の3つの基本方針を定めています。

- 基本方針Ⅰ：利用実態に応じた適材適所のサービスの提供
  - 基本方針Ⅱ：市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持
  - 基本方針Ⅲ：選ばれる地域公共交通となるための環境整備
- また、基本方針に基づき、事業及びその実施主体を以下のとおり整理しています。

基本方針Ⅰ	
「利用実態に応じた適材適所のサービスの提供」に対応する施策メニュー	
事業の概要	実施主体
I-A 多様な交通サービスの導入	市(企画)、国・県(支援)、事業者(協力)
I-B 拠点間運行の多頻度化	
I-C 交通拠点の整備	
基本方針Ⅱ	
「市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持」に対応する施策メニュー	
事業の概要	実施主体
II-A 駅やバス停環境の維持	市民(実施)、市・事業者(支援)ほか
II-B 市民主体の活動の支援	
II-C 理解醸成の促進	市(実施)
II-D 乗務員の確保・育成	事業者(実施)、市(支援)
基本方針Ⅲ	
「選ばれる地域公共交通となるための環境整備」に対応する施策メニュー	
事業の概要	実施主体
III-A モビリティ・マネジメントを通じた利用促進	市(実施)、事業者(支援)ほか
III-B 公共交通マップの作成	

※形成計画 p. 27-38 に記載した内容を抜粋。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
紀の川市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
和歌山バス那賀株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
<p>地域巡回バス桃山路線を運行している車両は、登録から10年を超し（平成20年導入）、走行距離が70万kmを超えていた。安全運行のため、老朽化した車両の早急な買換えを行う必要があった。</p> <p>また、桃山路線は山間部地域を多く運行しており、小型車両以外で運行した場合、安全性の確保が困難である。乗車定員については過去の利用者実績値等により、乗車定員13人（既存車両同様）の小型車両を導入する必要がある。</p>

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

老朽化した車両を更新し、地域巡回バス桃山路線の運行を維持する。

○平成 28 年 10 月導入車両

導入車両：トヨタハイエースコンピューター

導入時期：平成 28 年 10 月

導入台数：1 台

○平成 29 年 10 月導入車両

導入車両：トヨタハイエースコンピューター

導入時期：平成 29 年 10 月

導入台数：1 台

なお、利用者数に関する目標値は、2 の(1)「事業の目標」に記載のとおり、前年度実績を維持することとする。

(2) 事業の効果

車両導入により各路線を維持し、沿線地域に住んでいる高齢者等の交通弱者の生活路線が確保され、さらに、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、利便性が確保される。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を添付。

なお、紀の川市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の開催状況と主な議論の内容は、下表のとおりです。なお、平成 29 年度以前は「紀の川市地域公共交通会議（道路運送法に基づく）」としての開催であったため、割愛します。（以前の申請資料については、市ホームページにて公開しています。）

開催	主な議題
平成 30 年 6 月 14 日	<p>○平成 30 年度第 1 回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度事業報告について【承認】</li> <li>・平成 29 年度紀の川市地域公共交通会議会計歳入歳出決算について【承認】</li> <li>・規約の承認について【承認】</li> <li>・平成 30 年度事業計画（案）について【承認】</li> </ul> <p>（地域公共交通確保維持改善事業に基づく「平成 31 年度紀の川市地域内フィーダーシステム確保維持計画」の策定について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度紀の川市地域公共交通会議会計歳入歳出予算（案）について【承認】</li> </ul>

	・紀の川市地域公共交通網形成計画の策定方針について【承認】
平成30年11月1日	○平成30年度第2回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山バス那賀㈱ 「路線バスの運行廃止について」【報告】</li> <li>・住民説明会・意見交換会について【報告】</li> <li>・地域公共交通網形成計画の策定方針について【報告】</li> <li>・「遠方西」～「遠方橋」区間のフリー乗降化について【承認】</li> <li>・「杉原西」のバス停移設について【承認】</li> </ul>
平成31年1月17日	○平成30年度第3回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価（案）について【承認】</li> <li>・紀の川市地域公共交通網形成計画（素案）の確定とパブリックコメントの実施について【承認】</li> </ul>
平成31年2月20日	○平成30年度第4回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の変更について【承認】</li> <li>・「打田南」～「窪」区間のフリー乗降化について【保留】</li> <li>・赤沼田地区デマンド型乗合タクシーの本格運行について【承認】</li> <li>・地域公共交通網形成計画パブリックコメントの結果および修正等について【承認】</li> </ul>
令和元年6月27日	○令和元年度第1回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の規約改正について【承認】</li> <li>・平成30年度事業報告について【承認】</li> <li>・平成30年度会計歳入歳出決算について【承認】</li> <li>・令和元年度事業計画（案）について【承認】  （地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和2年度紀の川市地域内フィーダースystem確保維持計画」の策定について）</li> <li>・令和元年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】</li> <li>・紀の川市地域公共交通網形成計画策定による国庫補助金の増額について【報告】</li> <li>・紀の川市地域公共交通網形成計画の実現に向けた進捗について【報告】</li> </ul>
令和元年10月24日	○令和元年第2回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客自動車運送事業者部会の設置について【承認】</li> <li>・和歌山バス那賀㈱ 「路線バスの運行廃止について」【報告】</li> <li>・地域公共交通網形成計画の取り組み状況について【報告】</li> <li>・改正後の地域巡回バス路線（案）について【報告】</li> </ul>
令和2年1月31日	○令和元年度第3回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（書面協議） 【発送日】：令和2年1月17日 【提出期限】：令和2年1月30日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度（平成31年度）地域内フィーダースystem確保維持計画の事業評価案について【承認】</li> </ul>
令和2年2月26日	○令和元年度第4回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀の川コミュニティバスの運行継続について【報告】</li> <li>・地域公共交通網形成計画の取り組み状況について【報告】</li> <li>・ダイヤ改正および路線改正の方針について【承認】</li> <li>・委員の変更について【承認】</li> </ul>
令和2年7月13日	○令和2年度第1回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（書面協議） 【発送日】：令和2年6月26日 【提出期限】：令和2年7月10日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会に係る各種規程の制定について【報告】</li> <li>・紀の川コミュニティバスの減便およびダイヤ改正について【報告】</li> <li>・令和元年度事業報告について【承認】</li> <li>・令和元年度会計歳入歳出決算について【承認】</li> <li>・地域巡回バスのダイヤおよび路線改正の方針の変更について【承認】</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度事業計画（案）について【承認】 （地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和3年度紀の川市地域内フィーダーシステム確保維持計画」の策定について）</li> <li>・令和2年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】</li> <li>・協議会に係る各種規程の制定について【承認】</li> </ul>
<b>18. 利用者等の意見の反映状況</b>	
<p>協議会の構成員には合併した旧町（打田町、那賀町、粉河町、桃山町、貴志川町）それぞれの代表区長等が含まれており、市内全域の意見が集約されていると考えられます。</p> <p>バスに関する地域の区長からの要望については、市地域創生課（協議会事務局）において随時受け付けており、路線再編時には考慮しています。</p>	
<b>19. 協議会メンバーの構成員</b>	
協議会の構成員は、下表のとおりです。	
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市副市長
	紀の川市福祉部部長
	紀の川市農林商工部部長
	紀の川市建設部部長
(2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社取締役社長
	有田交通株式会社代表取締役
	株式会社有交紀北代表取締役
	公益社団法人和歌山県バス協会専務理事
	一般社団法人和歌山県タクシー協会会長
	和歌山県交通運輸産業労働組合協議会バス部会長
	西日本旅客鉄道株式会社執行役員和歌山支社長
	和歌山電鐵株式会社代表取締役専務
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会会長
	粉河地区区長会会長
	那賀地区区長会会長
	桃山地区区長会会長
	貴志川地区区長会会長
	紀の川市身体障害者連盟会長
(4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局首席運輸企画専門官
(5) 岩出警察署長又はその指名する者	和歌山県警岩出署署長
(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	近畿大学有識者
	那賀振興局建設部副部長
	和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課課長
	和歌山河川国道事務所和歌山国道維持出張所所長
	岩出市総務部総務課課長
	<p>※会長：紀の川市副市長 ※副会長：近畿大学有識者</p>

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

(所 属) 紀の川市役所企画部地域創生課

(氏 名) 副主査 井辺 将文

(電 話) 0736-77-5077

(e-mail) k030800-001@city.kinokawa.lg.jp